

ID: 210

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第33条及び第34条		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(罰則)</p> <p>第33条 次に掲げる者は、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第8条又は第10条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第12条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第21条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第22条に規定する命令に違反した者</p> <p>(8) 第5条第1項、第23条の規定による申請書又は書類、第5条第2項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第17条第4項の規定による申告書又は第21条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申告者、届出者、申請者又は資料の提出者</p> <p>第34条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日